

財務諸表に対する注記

1. 準拠している会計基準

当協会の財務諸表は、「公益法人会計基準」（令和2年5月15日最終改正 内閣府公益認定等委員会）に基づいて作成している。ただし、標準様式のキャッシュ・フロー計算書に代えて、広義のキャッシュ・フロー計算書である会計区分別予算対比様式の収支計算書を報告書類に加えていること、採用した勘定科目及び配列の順序等について、基準の許容範囲で当協会の実態に即して一部変更している部分がある。

2. 繼続組織の前提に関する注記

該当なし

3. 重要な会計方針

(1)有価証券の評価基準及び評価方法

該当なし

(2)棚卸資産の評価基準及び評価方法

該当なし

(3)固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（耐用年数が1年以上で取得価額が100,000円以上のもの）の減価償却は定額法（耐用年数及び残存価額は法人税法に準じている）によっている。ただし、該当はない。

(4)引当金の計上基準

貸倒引当金 債権残高の1000分の10を計上している。

(5)リース取引の取引の処理方法

該当なし

(6)消費税の会計処理

税抜方式によって処理している。

(7)税効果会計

税効果会計は適用していない。

4. 基本財産及び特定財産の増減額及びその残高

該当なし

5. 担保に供している資産

該当なし

6. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

該当なし

7. 債権の債権金額、貸倒引当金の当期末残高及び当該債権の当期末残高

未収金	0円
その他未収金	665,574円
合計	665,574円
貸倒引当金	6,655円

8. 保証債務等の偶発債務

該当なし

9. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

10. 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減高及び残高

該当なし

11. 基金及び代替基金の増減額及びその残高

該当なし

12. 指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳

該当なし

13. 関連当事者との取引の内容

極めて僅少であり開示を必要とするものには該当しない

14. 特別会計の設置について

当法人の行っている事業のうち、収益事業、受益者負担の独立採算業務、公的補助を受けて行う事業等の特別の業務については、これを当法人の一般会計から分離した特別会計として処理することとしている。ここに、現に特別会計にて処理しているのは、技能評価試験特別会計のみである。特別の固定資産等を持たないものであるため、予算決算対比方式の収支計算書のみを開示することとしている。なお、資金の内訳項目となっている貸借対照表項目は、各会計の収支計算書に注記している。

15. その他

基本財産がなく、貸倒引当金以外の引当金を計上していないため、附属明細書は記載事項について重要なものがなく、作成していない。